

令和2年6月4日
【内閣官房】

【概要書】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の 実施状況に関する報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告について

1. 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況についてまとめたものを、国会に報告するもの。

2. 報告の概要

令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われて以降、5月25日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言が行われるまでの期間における、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況は、以下のとおり。

(1) 特定都道府県

各都道府県は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止等のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の規定に基づき、必要に応じ、以下の措置を実施した。

- ・都道府県警察及び都道府県の教育委員会に対する措置の求め（第24条第7項）
- ・外出の自粛の協力要請、催物の開催制限等の協力要請、施設の使用制限等の協力要請及びその他の感染の防止に必要な協力要請等（第24条第9項）
- ・外出の自粛の協力要請（第45条第1項）
- ・施設の使用制限等の要請、指示及び公表（第45条第2項から第4項まで）
- ・臨時の医療施設（第48条第1項）
- ・水の安定的な供給（第52条第2項）

(2) 特定市町村

各市町村は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止等のため、特措法の規定に基づき、必要に応じ、以下の措置を実施した。

- ・市町村対策本部の設置（第34条第1項）
- ・都道府県対策本部長に対する要請（第36条第7項）
- ・水の安定的な供給（第52条第2項）

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、特措法第47条（医療等の確保）、第52条（電気及びガス並びに水の安定的な供給）及び第53条（運送、通信及び郵便等の確保）の規定に基づき、それぞれの業務計画で定めるところにより、業務を適切に実施するために必要な措置を講じた。